

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月29日
【会社名】	Link-Uグループ株式会社
【英訳名】	Link-U Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役グループCEO 松原 裕樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田二丁目2番3号
【電話番号】	03-6260-9279
【事務連絡者氏名】	取締役グループ管理統括 藤田 貴弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田二丁目2番3号
【電話番号】	03-6260-9279
【事務連絡者氏名】	取締役グループ管理統括 藤田 貴弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 213,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 100,749,000円
	(注)1. 本募集は2024年10月29日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。
	(注)2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	2,130個（新株予約権1個につき100株） （注）上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	213,000円
発行価格	新株予約権1個につき100円（新株予約権の目的である株式1株当たり1円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2024年11月15日から2024年11月20日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	Link-Uグループ株式会社 経営管理本部 東京都千代田区外神田二丁目2番3号
払込期日	2024年11月29日
割当日	2024年11月29日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 赤坂支店東京都港区赤坂2丁目5-1 S-GATE赤坂山王 2階

（注）1．第3回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）は、2024年10月29日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2．本新株予約権の申込は、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。

3．本新株予約権の募集は、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	3名	660個
当社従業員	1名	180個
当社子会社取締役	9名	1,020個
当社子会社従業員	3名	270個
合計	16名	2,130個

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	213,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金472円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	100,749,000円 （注）ただし、下記（注）2の定めにより、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加または減少する可能性がある。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年11月1日から2034年11月28日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 Link-Uグループ株式会社 経営管理本部 東京都千代田区外神田二丁目2番3号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 赤坂支店 東京都港区赤坂2丁目5-1 S-GATE赤坂山王 2階
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2026年7月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が、6,000百万円を超過し、かつ営業利益が1,200百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。上記営業利益は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合及びのれん償却額が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。なお、国際財務報告基準を適用した場合は、日本会計基準の指標に基づき同様に判定するものとする。また、参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。 2. 2026年7月期の事業年度の末日以前3か月間での金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が1,500円以上でなければ、本新株予約権は行使できない。ただし、下記（注）2.の定めにより行使価額の調整を行う場合には、当該金額を調整前行使価額とみなして行使価額の調整と同様の方法により調整されるものとする。 3. 新株予約権者は、割当日から2025年7月31日までの期間において、継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

	<p>4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>

（注）1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
100,749,000	2,600,000	98,149,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(213,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(100,536,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第10期）及び四半期報告書（第11期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第10期有価証券報告書の提出日（2023年10月26日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（2023年12月25日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2023年12月25日開催の当社取締役会において、2024年3月1日を効力発生日（予定）として、当社のサーバープラットフォーム事業を、当社の100%子会社である「株式会社Link-U Technologies」に承継させる会社分割を行うことを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）本吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（2023年12月25日現在）

商号	株式会社Link-U Technologies
本店の所在地	東京都千代田区外神田二丁目2番3号
代表者の氏名	代表取締役CEO 山田 剛史
資本金の額	1百万円
純資産の額	1百万円
総資産の額	1百万円
事業の内容	サーバープラットフォーム事業 （ただし、本件分割前は事業を行っておりません）

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
株式会社Link-U Technologiesの設立は2023年12月15日であり、本臨時報告書提出日現在、最初の事業年度は終了していません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社Link-U（提出会社） 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社です。
人的関係	当社より取締役を派遣する予定です。
取引関係	事業を開始していないため、現時点における当社との取引関係はありません。

(2) 本吸収分割の目的

当社グループは、「世の中の課題を技術で解決する」という経営理念のもと、自社設計のオリジナルサーバーを基軸としたデータ配信と、そのデータを適切に蓄積・分析・処理するAIソリューションを併せてワンストップで提供するサーバープラットフォームビジネスを展開しております。

特に注力しているマンガ配信サービスにおいては、サーバープラットフォームやアプリケーション等の開発のみに留まらず、サービスの立ち上げからサービスの運用、広告の製作・運用まで、ワンストップで提供しており、出版社などのデジタル化推進におけるパートナーとして、取り組んでまいりました。

一方、マンガ配信サービスを取り巻く環境は、昨今の新型コロナウイルス感染拡大に伴う消費動向の変化や世界的な海賊版マンガサイトの動向などにより大きく変化しており、当社グループにおいても、日々、取り組むべき社会的な課題の変化に対応し、ビジネスモデルをアップデートしてまいりました。

この度、海外での事業展開の強化、新規事業への参入による事業領域の拡大やM&Aによる事業規模の拡大、役職員の意識改革によるグループ連携強化やグループ経営資源配分の最適化、業務執行スピードの向上などを目的とし、持株会社体制へ移行することとしました。

持株会社体制への移行により、持株会社はグループ全体の経営を統括し、新たに設立した子会社はマンガ配信サービスを中心としたサーバープラットフォーム事業の推進に集中することで、当社グループの企業価値の持続的な向上に努めてまいります。

(3) 本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容及びその他の本吸収分割に係る吸収分割契約の内容

本吸収分割の方法

当社を分割会社とする会社分割（吸収分割）により、分割する事業を当社が100%出資する子会社「株式会社Link-U Technologies」に承継させる方式によります。

本吸収分割に係る割当ての内容

当社が承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、本件分割に際して、承継会社は承継対象権利義務の対価の交付を行いません。

その他の本吸収分割に係る吸収分割契約の内容

a. 吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会	2023年12月25日
吸収分割契約締結	2023年12月25日
吸収分割契約承認株主総会	2024年2月26日（予定）
吸収分割の効力発生日	2024年3月1日（予定）

b. 分割する事業の内容

サーバープラットフォーム事業

c. 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、別途吸収分割契約に定める資産、債務、契約その他の権利義務を承継いたします。

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算出根拠

本件分割に際して、吸収分割承継会社は、当社に対しての対価の交付を行いませんが、当社は吸収分割承継会社の発行済株式の全部を保有していることから、係る内容は相当であると判断いたしました。

また、以上により吸収分割承継会社の資本金及び資本準備金の額は変動いたしません。

(5) 本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2024年3月1日時点(予定))

商号	株式会社Link-U Technologies
本店の所在地	東京都千代田区外神田二丁目2番3号
代表者の氏名	代表取締役CEO 山田 剛史
資本金の額	1百万円
純資産の額	1百万円
総資産の額	1,071百万円
事業の内容	サーバープラットフォーム事業

以上

(2024年2月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2024年2月26日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年2月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行を目的として、当社100%出資の分割準備会社である株式会社Link-U Technologiesに当社のサーバープラットフォーム事業を承継させる吸収分割について承認するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

事業会社から持株会社への組織変更に伴い、商号変更、事業目的の変更及び取締役の員数の上限の変更並びに役付取締役の名称変更をいたしました。また本議案に基づく定款変更の効力は、本臨時株主総会において、第1号議案が承認可決されることを条件とし、商号変更は本吸収分割の効力発生日である2024年3月1日にその効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

会計監査人の職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、責任免除及び会計監査人の責任を予め限定できる契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、藤田貴弘、土屋達示、中田雄太及び萩生田彩の4氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、笹口勝好氏を選任するものであります。

第5号議案 退任監査役に対する役員退職慰労金贈呈の件

監査役池田裕及び高木伸學の両氏に役員報酬1年分相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	112,459	372	0	(注)1	可決(99.66%)
第2号議案	109,995	2,836	0		可決(97.48%)
第3号議案				(注)2	
藤田 貴弘	111,265	1,566	0		可決(98.60%)
土屋 達示	111,252	1,579	0		可決(98.59%)
中田 雄太	111,258	1,573	0		可決(98.60%)
萩生田 彩	111,695	1,136	0		可決(98.98%)
第4号議案					
笹口 勝好	112,241	590	0		可決(99.47%)
第5号議案	107,362	5,469	0	(注)3	可決(95.14%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から、各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(2024年5月23日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2024年5月23日開催の当社取締役会において、当社の持分法適用関連会社である株式会社ビューンの株式を追加取得し、連結子会社化することについて決議いたしました。当該株式取得は、特定子会社の異動に伴う子会社取得に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社ビューン
住所 : 東京都千代田区神田錦町三丁目13番地
代表者の氏名 : 代表取締役社長 大石 隆行
資本金 : 49,000,000円
事業の内容 : インターネットを利用したコンテンツ配信サービス等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前 : 8,624個
異動後 : 11,616個
総株主等の議決権に対する割合
異動前 : 49%
異動後 : 66%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社が株式会社ビューンの株式を追加取得することで、連結子会社となり、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためあります。

異動の年月日 : 2024年5月31日(予定)

(2024年6月7日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2024年6月7日(配当決議日)

(2) 当該事象の内容

当社は、持分法適用関連会社からの剰余金の配当を受領することになりました。

持分法適用関連会社 株式会社アムリンク

配当金額 88,078千円

(3) 当該事象の損益に与える影響額

本件に伴い、2024年7月期の当社の個別決算において、受取配当金88,078千円を売上高として計上いたします。なお、持分法適用関連会社からの配当であるため、連結業績に与える影響はありません。

(2024年10月10日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。なお本臨時報告書は、当該事象が発生した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので、今般提出するものであります。

2 報告内容

1. 当該事象の発生年月日

2024年9月13日(取締役会決議日)

2. 当該事象の内容

のれんの減損損失及び持分法損失の計上(連結)

当社の連結子会社である、リベラルマーケティング株式会社は、サイトリニューアルやマーケティング強化等、収益拡大に向けた投資を続けている状況であり、継続的に安定した収益の計上が見込まれず、のれんの将来の回収可能性を再検証した結果、のれんの減損損失を特別損失として、124百万円を計上いたします。

また、当社の持分法適用関連会社である、Comikey Media Inc.においては、翻訳費用や広告宣伝費への投資を継続的に行っているため、営業損失の計上が続いております。短期的にその状況の改善が見込まれず、同社に対する株式の実質価額が著しく下落することとなったため、持分法損失として34百万円営業外費用として計上いたします。

関係会社株式評価損の計上(個別)

上記ののれんの減損損失の計上に伴い、リベラルマーケティング株式会社に対する株式の実質価額が著しく下落することとなったため、関係会社株式評価損として257百万円を特別損失として計上いたします。

また、上記の持分法損失の計上に伴い、Comikey Media Inc.に対する株式の実質価額が著しく下落することとなったため、関係会社株式評価損として105百万円を特別損失として計上いたします。

なお、当社の個別決算で計上される当該特別損失は、連結決算において消去されるため、連結損益計算書には与える影響はありません。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2024年7月期において、以下のとおり減損損失、持分法損失及び個別決算において、関係会社株式評価損を計上いたしました。

(連結決算)

持分法損失 34百万円(営業外費用)
減損損失 124百万円(特別損失)

(個別決算)

関係会社株式評価損 362百万円(特別損失)

3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第10期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(2023年10月26日)以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
2023年10月26日～ 2024年10月29日(注)	85	477,140	85	476,140

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 最近の業績の概要について

2024年9月13日開催の取締役会で決議され、同日公表した2024年7月期(自2023年8月1日至2024年7月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりです。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査が終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,756,004	1,900,086
売掛金	599,206	840,520
契約資産	200,190	1,338
未収入金	272,754	220,331
貯蔵品	622	5
前払費用	45,431	41,148
前渡金	84,768	288,608
その他	41,857	128,103
貸倒引当金	1,686	2,123
流動資産合計	2,999,149	3,418,018
固定資産		
有形固定資産		
建物	65,595	70,210
減価償却累計額	19,258	27,977
建物（純額）	46,336	42,232
建物附属設備	59,125	67,477
減価償却累計額	17,423	25,565
建物附属設備（純額）	41,702	41,912
工具、器具及び備品	226,482	262,066
減価償却累計額	177,903	209,330
工具、器具及び備品（純額）	48,578	52,735
有形固定資産合計	136,617	136,880
無形固定資産		
のれん	240,731	564,253
その他	39,335	92,268
無形固定資産合計	280,067	656,522
投資その他の資産		
投資有価証券	524,077	176,457
敷金及び保証金	107,387	138,823
繰延税金資産	46,254	104,544
その他	4,806	6,178
投資その他の資産合計	682,525	426,004
固定資産合計	1,099,210	1,219,407
繰延資産		
創立費	380	609
開業費	158	99
繰延資産合計	538	708
資産合計	4,098,898	4,638,134

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	245,117	266,881
未払費用	561,625	534,065
1年内返済予定の長期借入金	44,040	44,040
未払法人税等	117,282	116,907
賞与引当金	-	2,294
受注損失引当金	4,666	-
その他	171,745	141,735
流動負債合計	1,144,478	1,105,923
固定負債		
長期借入金	640,660	756,620
固定負債合計	640,660	756,620
負債合計	1,785,138	1,862,543
純資産の部		
株主資本		
資本金	477,054	477,140
資本剰余金	368,957	369,042
利益剰余金	1,400,779	1,630,526
自己株式	135	135
株主資本合計	2,246,655	2,476,573
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22	44
為替換算調整勘定	22,660	8,934
その他の包括利益累計額合計	22,638	8,978
新株予約権	420	420
非支配株主持分	44,045	289,618
純資産合計	2,313,759	2,775,590
負債純資産合計	4,098,898	4,638,134

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 8月 1日 至 2023年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月 31日)
売上高	3,129,985	3,662,056
売上原価	1,392,930	1,552,657
売上総利益	1,737,054	2,109,398
販売費及び一般管理費		
役員報酬	63,049	88,014
給料	224,839	365,581
広告宣伝費	421,598	382,213
販売手数料	81,353	230,108
減価償却費	12,097	20,876
貸倒引当金繰入額	1,805	360
のれん償却額	32,385	44,690
貸倒損失	1,514	1,236
賞与引当金繰入額	48,922	42,356
その他	419,058	581,003
販売費及び一般管理費合計	1,303,014	1,755,721
営業利益	434,040	353,677
営業外収益		
受取利息	137	149
為替差益	-	3,956
業務受託料	600	1,050
還付金収入	565	-
助成金収入	19,173	30,128
その他	3,775	2,552
営業外収益合計	24,251	37,835
営業外費用		
支払利息	4,060	4,764
為替差損	1,069	-
持分法による投資損失	41,826	2,255
暗号資産評価損	13,788	8,430
その他	272	582
営業外費用合計	61,017	16,033
経常利益	397,273	375,480
特別利益		
補助金収入	5,960	-
有価証券売却益	-	75,675
段階取得に係る差益	-	57,341
特別利益合計	5,960	133,016
特別損失		
固定資産除却損	2,236	0
固定資産圧縮損	4,276	-
投資有価証券評価損	41,645	-
段階取得に係る差損	29,501	-
減損損失	-	126,775
特別損失合計	77,659	126,775
税金等調整前当期純利益	325,574	381,721
法人税、住民税及び事業税	130,737	143,970
法人税等調整額	10,046	51,058
法人税等合計	120,691	92,912
当期純利益	204,883	288,808
非支配株主に帰属する当期純利益	619	59,061
親会社株主に帰属する当期純利益	204,263	229,747

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
当期純利益	204,883	288,808
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	22	133
為替換算調整勘定	800	13,726
その他の包括利益合計	777	13,592
包括利益	205,661	275,216
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	205,041	216,087
非支配株主に係る包括利益	619	59,128

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2022年8月1日 至 2023年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	476,567	362,660	1,196,515	135	2,035,607
当期変動額					
新株の発行	487	487			975
親会社株主に帰属する当期純利益			204,263		204,263
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		5,809			5,809
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	487	6,296	204,263	-	211,048
当期末残高	477,054	368,957	1,400,779	135	2,246,655

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	-	21,860	21,860	420	72,870	2,130,758
当期変動額						
新株の発行						975
親会社株主に帰属する当期純利益						204,263
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						5,809
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22	800	777		28,825	28,047
当期変動額合計	22	800	777	-	28,825	183,000
当期末残高	22	22,660	22,638	420	44,045	2,313,759

当連結会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	477,054	368,957	1,400,779	135	2,246,655
当期変動額					
新株の発行	85	85			170
親会社株主に帰属する当期純利益			229,747		229,747
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	85	85	229,747	-	229,917
当期末残高	477,140	369,042	1,630,526	135	2,476,573

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	22	22,660	22,638	420	44,045	2,313,759
当期変動額						
新株の発行						170
親会社株主に帰属する当期純利益						229,747
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	66	13,726	13,659		245,572	231,913
当期変動額合計	66	13,726	13,659	-	245,572	461,831
当期末残高	44	8,934	8,978	420	289,618	2,775,590

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	325,574	381,721
減価償却費	79,960	79,073
減損損失	-	126,775
投資有価証券売却損益(は益)	-	75,675
投資有価証券評価損益(は益)	41,645	-
のれん償却額	32,385	44,690
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,842	360
賞与引当金の増減額(は減少)	7,610	2,953
受取利息	137	149
段階取得に係る差損益(は益)	29,501	57,341
持分法による投資損益(は益)	41,826	2,255
暗号資産評価損益(は益)	13,788	8,430
支払利息	4,060	4,764
売上債権の増減額(は増加)	239,705	133,831
棚卸資産の増減額(は増加)	69	622
前渡金の増減額(は増加)	84,768	203,840
前払費用の増減額(は増加)	43,415	1,947
長期前払費用の増減額(は増加)	6,442	635
未払金の増減額(は減少)	42,642	113,452
未払費用の増減額(は減少)	177,401	71,181
未払消費税等の増減額(は減少)	67,412	99,211
その他	90,315	47,400
小計	480,748	202,817
受取利息及び受取配当金	8	152,691
利息の支払額	4,103	4,397
法人税等の支払額	75,179	235,805
営業活動によるキャッシュ・フロー	401,473	115,306
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	154,790	2,000
投資有価証券の売却による収入	-	274,955
有形固定資産の取得による支出	18,058	50,648
有形固定資産の売却による収入	96	-
無形固定資産の取得による支出	19,428	27,081
敷金及び保証金の差入による支出	2,020	32,196
敷金及び保証金の回収による収入	196	28
長期前払費用の取得による支出	6	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	192,912
貸付金の回収による収入	660	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	193,351	29,855
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	580,000	100,000
長期借入金の返済による支出	32,970	44,040
株式の発行による収入	10,775	170
財務活動によるキャッシュ・フロー	557,805	56,130
現金及び現金同等物に係る換算差額	757	2,500
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	766,685	144,081
現金及び現金同等物の期首残高	923,961	1,756,004
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	65,357	-
現金及び現金同等物の期末残高	1,756,004	1,900,086

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法の適用範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当連結会計年度より、株式会社Link-U Technologies及び株式会社Link-U Marketingの株式を設立により取得したことにより連結の範囲に含めております。

当連結会計年度より、株式会社Romanz及び株式会社ビューンの株式を新たに取得したことにより連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「流動資産」の「前払費用」に含めて表示しておりました「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

その結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」の「前払費用」に表示しておりました130,199千円は、「前払費用」45,431千円、「前渡金」84,768千円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めて表示しておりました「販売手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

その結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「販売費及び一般管理費」の「その他」に表示しておりました500,412千円は、「販売手数料」81,353千円、「その他」419,058千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払費用」に含めておりました「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払費用の増減額」に表示していた41,352千円は、「前払費用の増減額」43,415千円、「前渡金の増減額」84,768千円として組み替えております。

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「段階取得に係る差損益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた60,814千円は、「段階取得に係る差損益」29,501千円、「その他」90,315千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

当社グループは、インターネット事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
1株当たり純資産額	160.13円	175.37円
1株当たり当期純利益金額	14.44円	16.21円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	14.35円	16.15円

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年7月31日)	当連結会計年度 (2024年7月31日)
純資産の部の合計額（千円）	2,313,759	2,775,590
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	44,465	290,038
（うち新株予約権（千円））	(420)	(420)
（うち非支配株主持分（千円））	(44,045)	(289,618)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	2,269,293	2,485,552
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	14,171,632	14,172,832

2．1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年8月1日 至 2023年7月31日)	当連結会計年度 (自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額（千円）	204,263	229,747
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額（千円）	204,263	229,747
普通株式の期中平均株式数（株）	14,143,637	14,171,911
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	87,610	56,131
（うち新株予約権（株））	(87,610)	(56,131)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 2022年8月1日 至 2023年7月31日	2023年10月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第11期第3四半期)	自 2024年2月1日 至 2024年4月30日	2024年6月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年10月26日

株式会社 Link-U

取締役会 御中

永和監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 荒 川 栄 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 芦 澤 宗 孝
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Link-Uの2022年8月1日から2023年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Link-U及び連結子会社の2023年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれん及びのれん相当額の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）(1)のれん及びのれん相当額の評価に記載のとおり、当連結会計年度末の連結貸借対照表において主にリベラルマーケティング株式会社の株式取得に伴って発生したのれんが240,731千円計上されている。また、投資有価証券には、主にComikey Media Inc.の株式取得に伴って発生したのれん相当額が72,169千円含まれている。これらは合計して連結上の総資産額の7.6%を占め、金額的重要性が相対的に高くなっている。</p> <p>会社は、のれん及びのれん相当額を含む資産グループについて、主として営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるかどうか、経営環境の著しい悪化が生じているかどうかにより、減損の兆候の有無を把握している。</p> <p>会社は、当連結会計年度において【注記事項】（重要な会計上の見積り）(1)のれん及びのれん相当額の評価 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報に記載のとおり、リベラルマーケティング株式会社については、のれんを含む資産グループの営業損益が継続してマイナスであるため、減損の兆候を識別している。また、Comikey Media Inc.については、のれん相当額を含む資産グループの営業損益がマイナスであり、かつ、投資時の事業計画に比して著しく下方に乖離しているため、減損の兆候を識別している。</p> <p>減損の兆候を識別したリベラルマーケティング株式会社に係るのれん及びComikey Media Inc.に係るのれん相当額については、事業計画に基づいて見積もった割引前将来キャッシュ・フローののれん又はのれん相当額を含む資産グループの帳簿価額を上回るため、減損損失を認識していない。</p> <p>リベラルマーケティング株式会社の事業計画は、売上高については、会社が想定する問合せ件数、受注率、成約単価、紹介料率の前提に基づいており、また、事業が一定の年平均成長率により成長するという仮定並びに販売費及び一般管理費の発生見込額に基づいている。また、Comikey Media Inc.の事業計画は、マンガサービスの進捗、事業が継続して成長する仮定、及び販売費及び一般管理費の発生見込額に基づいている。このように割引前将来キャッシュ・フローの算定に使用する事業計画に含まれる前提や仮定等は、重要な見積りを伴っており、当該見積りは、経営者の判断の影響を受けることから、不確実性を伴うと考えられる。</p> <p>以上から、のれん及びのれん相当額の評価は、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれん及びのれん相当額の減損の兆候の有無、減損損失の認識の判定が適切に行われているかどうかを検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>減損の兆候の把握 減損の兆候の把握が適切に行われているかどうかを確かめるため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営者への質問により、経営環境の理解を行い、経営環境が著しく悪化したか、又は悪化する見込みであるかに関する会社の検討結果を確かめた。 のれん及びのれん相当額を含む資産グループの営業損益の実績推移を把握した。 のれん及びのれん相当額が帰属するリベラルマーケティング株式会社及びComikey Media Inc.の株式取得時の事業計画と実績を比較し、重要な乖離の有無を確かめた。 両社について経営者への質問もしくは会社の検討資料の閲覧により、株式取得時の事業計画の変更が必要な事象の有無を識別し、当該事業計画が引き続き実行可能かつ合理的であるかどうかを確かめた。 取締役会議事録を閲覧し、事業の廃止や再編成、当初の予定よりも著しく早期に資産又は資産グループを除却や売却などにより処分するなど、資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、又は生ずる見込みであるかを確かめた。 <p>減損損失の認識の判定 リベラルマーケティング株式会社の株式取得に伴って発生したのれんの減損損失の認識の判定が適切に行われているかどうかを確かめるため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画の売上高において会社が想定する問合せ件数、受注率、成約単価、紹介料率の前提、及び販売費及び一般管理費の発生見込額について、過去実績からの趨勢分析を実施するとともに、経営者へ質問を行い、会社の想定が合理的かどうかを確かめた。 一定の年平均成長率により事業が成長するという事業計画における仮定が合理的かどうかを計画されている施策内容及び過去の施策の効果について経営者に質問を行って確かめた。 割引前将来キャッシュ・フローの見積期間について、のれんの経済的残存使用年数と比較して、見積期間が適切であるかどうかを確かめた。 <p>Comikey Media Inc.社の株式取得に伴って発生したのれん相当額の減損損失の認識の判定が適切に行われているかどうかを確かめるため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画において想定したマンガアプリのリリース時期、原価及び販売費および一般管理費の発生見込額について、経営者へ質問を行ったほか、市場調査レポートや他社との打ち合わせメモ等を閲覧し、会社の想定が合理的であるかどうか確認した。

市場価格のない株式（持分法適用会社株式を除く）の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）(2)市場価格のない株式（持分法適用会社株式を除く）の評価に記載のとおり、当連結会計年度末の連結財務諸表の投資有価証券（持分法適用会社株式を除く）には市場価格のない株式が277,047千円含まれ、連結上の総資産額の6.8%を占め、金額の重要性が相対的に高くなっている。</p> <p>投資先の多くは事業の立ち上げ段階にあり、会社は、投資先の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額よりも高い価額で投資している。</p> <p>会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）(2)市場価格のない株式（持分法適用会社株式を除く）の評価識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報に記載のとおり、市場価格のない株式について投資先の最近の財務諸表を基礎に算定した1株当たりの純資産額を用いて算出した純資産持分相当額が帳簿価額と比較して著しく低下している場合に、減損処理の要否を検討している。減損処理の要否の検討においては、投資時の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握し、事業計画に対し実績が大きく下回る場合には、外部経営環境等を勘案して、今後の事業計画が実行可能かつ合理的であることを評価している。さらに、投資先の超過収益力を含む実質価額の回復可能性が事業計画等により十分に裏付けられる場合を除き、純資産持分相当額まで帳簿価額を切り下げ、当該差額を評価損として計上することとしている。</p> <p>投資先の超過収益力の毀損の有無及び回復可能性の判断は、投資先の経営環境、サービスの特徴及び市場シェアの状況に関する理解が必要である。投資先の事業計画の重要な前提となる売上成長率及び売上総利益率、販売費等は、経営者の判断の影響を受けることから、不確実性を伴うと考えられる。</p> <p>以上から、市場価格のない株式（持分法適用会社株式を除く）の評価は、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、市場価格のない株式（持分法適用会社株式を除く）の評価が適切に行われているかどうかを検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資先の最近の財務諸表を用いて1株当たりの純資産額を基礎に会社が算定した純資産持分相当額を再計算するとともに取得原価と比較し、純資産持分相当額の著しい低下の有無を把握した。 純資産持分相当額が著しく低下している株式について投資時の事業計画と実績を比較するとともに、投資時の事業計画の実行可能性及び合理性を評価し、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したと判断されるか検討した。 純資産持分相当額が著しく低下しているが、取得時に想定した期間内に超過収益力を反映した実質価額が回復可能と判断した投資先について、以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 事業計画の前提に影響を与えるような投資先の経営環境やサービスの特徴及び市場シェアの状況、並びに事業計画の前提となる売上成長率及び売上総利益率、販売費等に重要な変動を及ぼす事象が、取締役会において報告されていないかどうかについて取締役会議事録を閲覧して確かめた。 投資時の事業計画と当連結会計年度末までの実績を比較した会社の評価検討資料を閲覧し、投資時の事業計画が引き続き合理的かどうか、また、実行可能性があるかどうかに関する会社の判断の合理性を検討した。 実質価額が著しく低下し、評価損を計上した投資先については評価損が正確かどうかを再計算により確かめた。

その他の事項

会社の2022年7月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2022年10月27日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社Link-Uの2023年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社Link-Uが2023年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立し

ており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年10月26日

株式会社 Link-U

取締役会 御中

永和監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 荒川 栄一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 芦澤 宗孝
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Link-Uの2022年8月1日から2023年7月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Link-Uの2023年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

投資有価証券及び関係会社株式の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(市場価格のない株式(持分法適用会社株式を除く)の評価)の「市場価格のない株式(持分法適用会社株式を除く)」を「投資有価証券及び関係会社株式」と読み替えることで同一内容となるため、記載を省略している。

その他の事項

会社の2022年7月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年10月27日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年6月13日

Link-Uグループ株式会社
取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 荒川 栄一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 芦澤 宗孝
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているLink-Uグループ株式会社の2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2024年2月1日から2024年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年8月1日から2024年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、Link-Uグループ株式会社及び連結子会社の2024年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。